



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 2 5 号 令和 4 年 1 2 月 6 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 7 8	保安林予定森林に関する通知を受けた件を 廃止する件	森林整備課
6 7 9	道路の区域を変更する件	道路整備課
6 8 0	同	同
6 8 1	道路の供用を開始する件	同

### 【公告】

番 号	表 題	担当課名
	地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施し た指名競争入札の落札者公告	医療政策課

### 【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 5	徳島県公安委員会等に係る行政手続等にお ける情報通信の技術の利用に関する規則の 一部を改正する規則	

徳島県告示第六百七十八号

令和四年徳島県告示第六百四十一号（保安林予定森林に関する通知を受けた件）は、令和四年十二月六日限り、廃止する。

令和四年十二月六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
		徳島環状	徳島市国府町川原田字北 野八九番一地先から 同 西黒田字南 傍一〇七番一まで	新 旧	三七・一〇五・一・六	八四二・五

徳島県告示第六百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和四年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

102	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
引田滝ノ宮		板野郡上板町神宅字大谷 七二番二地先から 同 字西ノ 岡二四番四地先まで		新 旧	二・七〇四・八	一三四・〇

徳島県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

272	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		上名西宇	三好市山城町上名字クワザコ 二二九番三地先から 同 二二四番三地先まで	九〇・五	令和四年十二月六日

## 公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があったので、次のとおり公告する。

令和四年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

「病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等」について指名競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年十二月六日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

- 一 契約に係る名称  
病院・職員宿舎・看護専門学校・学生宿舎・体育館屋上防水工事等
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課  
鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番
- 三 落札者を決定した日  
令和四年十一月二十一日
- 四 落札者の氏名及び住所  
西松建設株式会社四国支店  
香川県高松市番町三丁目八番一―号
- 五 落札金額  
二億六千二百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札及び指名競争入札
- 七 一般競争入札及び指名競争入札を行った日
  - 1 一般競争入札…令和四年十一月四日（金曜日）
  - 2 指名競争入札…令和四年十一月二十一日（月曜日）
- 八 備考  
一般競争入札は予定価格の制限の範囲外により入札不調となったため、入札参加があった者を指名して令和四年十一月二十一日（月曜日）に指名競争入札を行った。

徳島県公安委員会規則第15号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月6日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の部に次のように加える。

第8条の5第1項	制限外牽引許可の申請
----------	------------

別表徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の部の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項	申請書記載事項の変更の届出
------------------------------------	--------	---------------

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部第10条第1項の款の前に次のように加える。

第9条	営業所の届出等
-----	---------

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。